

第2章 ごみ処理における問題点及び課題の抽出

1 ごみの減量化・資源化の課題

(1) 1人1日当たりのごみ排出量

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成19年度が874 g/人・日に対して平成26年度が823 g/人・日と、51 g/人・日減少しており、平成26年度で前計画の中間目標値をほぼ達成しています(図Ⅱ-2-1)。ただし、ごみの区分ごとに見ると、「粗大ごみ(事業系)」、「資源類(家庭系)」、「集団回収」は減少率が比較的大きく、「燃やせるごみ(家庭系)」、「燃やせるごみ(事業系)」、「燃やせないごみ(家庭系)」は減少率が比較的小さくなっています。また、「粗大ごみ(家庭系)」は増加しています(表Ⅱ-1-12)。

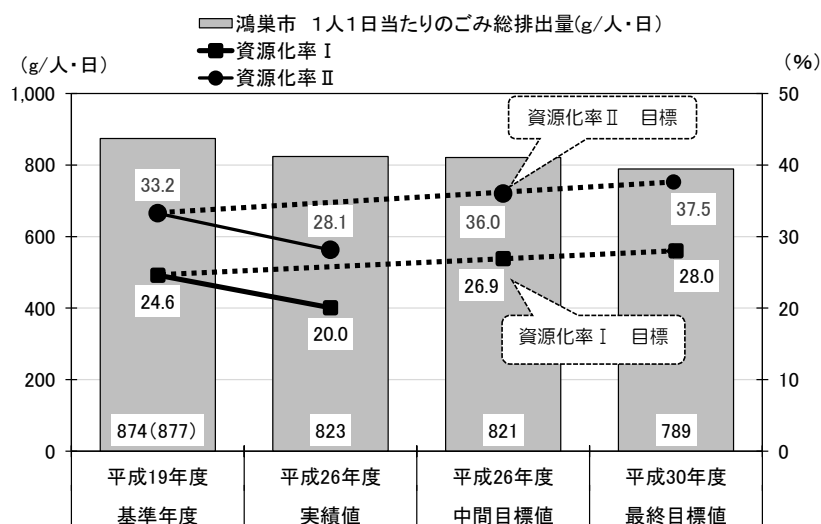
前計画における平成30年度の目標値(789 g/人・日)を達成するために、平成26年度の実績値(823 g/人・日)からさらに34 g/人・日の減量が必要となることから、今後も排出量の多い「燃やせるごみ(家庭系)」を中心に、継続的にごみの分別処理等、ごみ排出量の削減に取り組んでいく必要があります。

(2) 資源化率

平成19年度に対し、平成26年度は資源化量が減少したため、資源化率(I・II)が減少し、前計画の中間目標値よりも低くなっています。

本市の資源化率Iは、全国や埼玉県の平均よりも高いですが、平成19年度の24.6%に対して平成26年度は20.0%と、4.6ポイント減少しています。資源化率IIは、平成19年度の33.2%に対して平成26年度は28.1%と、5.1ポイント減少しました。

資源化量のうち特に紙類の減少が著しく、その理由としては、紙類の消費減少などが考えられますが、燃やせるごみの中に資源類が混在している実態もあり、今後ともごみの分別を徹底していくことが重要です。



注) 平成19年度 877g/人・日は、前計画上の基準値(計算方法が一部異なる)。

資源化率 I : (資源類(家庭系+事業系)+集団回収量) / ごみ総排出量(家庭系+事業系+集団回収量)

資源化率 II : (直接資源化量+施設資源化量+集団回収量) / ごみ総排出量

図Ⅱ-2-1 前計画の目標値との比較

2 収集・運搬の課題

本市のごみは、現在、委託業者 10 社によって収集運搬されています。なお、事業系ごみは、収集運搬許可業者による収集と事業者自身による自己搬入が行われています。

今後、高齢化の進行に伴う、高齢者単身世帯の増加等をふまえ、自力でのごみ分別や排出が困難となる住民への対応が求められます。

3 中間処理及び最終処分の課題

現在、本市の燃やせるごみ及び粗大ごみの一部を中間処理している埼玉中部環境センターと、燃やせるごみを中間処理している小針クリーンセンターは、施設の老朽化が著しいことから、新たな施設を整備することが必要となっています。また、新たな施設を整備するまでの期間は、現在の施設において、適正な処理を継続することが必要です。

現在、市内の一般廃棄物の焼却残さ及び処理残さは民間に委託して資源化を行っています。本市では最終処分場を有していないため、今後も継続して、資源化を推進することが必要です。

4 その他の課題

大規模な地震や水害などの緊急の事態に備えて、施設、指揮系統、県や資源組合との連携、支援の受入態勢などの面で、対策の準備が必要です。

また、ごみ処理にかかる市民一人当たりの経費は年度により増減しており、今後ごみ処理事業における市民の正しい理解と協力を得るためにも、事業の外部委託化や作業の効率化、ごみ処理の広域化を推進し、経費の削減を図ることが必要です。

5 埼玉県との一般廃棄物処理システム比較分析

鴻巣市と埼玉県平均におけるごみ排出状況の比較を次頁の図表に示します。比較の対象とする年度は平成 26 年度とし、埼玉県の平均を 100 とした場合の本市の状況を示しています。

レーダーチャートで評価項目の後の()内文字は、評価値の望ましい方向を示しており、各項目とも本市は、埼玉県平均と比較して良い値を示していることがわかります。

表Ⅱ-2-1 分析評価項目と基礎データ（平成26年度）

分析基礎データ	埼玉県合計	鴻巣市	指標値 ^{※4}
面積 (k m ²)	3,797.75	67.44	-
人口 (人)	7,302,600	119,415	-
ごみ排出量 (t)	2,392,053	35,892	-
焼却処理量 (t)	1,898,137	27,624	-
資源化量 (t)	589,040	10,099	-
最終処分量 (t)	124,075	88	-
経費計 (千円)	133,159,859	1,193,370	-
1人1日当たりの総排出量 (g/人日)	897	823	92
ごみトン当たり処理経費 (円/t)	55,668	33,249	60
1人当たり年間処理経費 (円/人)	18,235	9,993	55
減量処理率 (%) ^{※1}	99.9	100.0	100
資源化率Ⅱ (%) ^{※2}	24.6	28.1	114
1人当たり資源化量 (kg/人)	80.7	84.6	105
1人当たり埋立量 (kg/人)	17.0	0.7	4
単位面積当たりの焼却処理量 (t/k m ²) ^{※3}	499.8	409.6	82

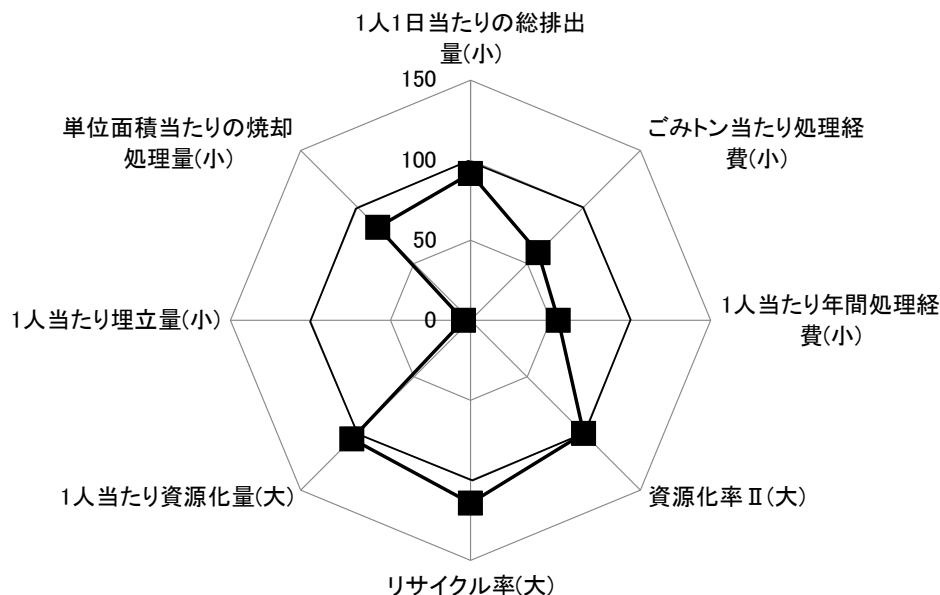
注) ^{※1}減量処理率 = (直接資源化量 + 直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量) / ごみ処理量 × 100

^{※2}資源化率Ⅱ = (直接資源化量 + 施設資源化量 + 集団回収量) / ごみ排出量 × 100

^{※3}単位面積当たりの焼却処理量 = 焼却処理量 / 面積

^{※4}指標値 = 鴻巣市の値 / 埼玉県の値 × 100

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果、埼玉縣市町村勢概要 平成27年



注) 評価項目の後の()内文字は、評価値の望ましい方向を示します。

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果、埼玉縣市町村勢概要 平成27年

図Ⅱ-2-2 分析評価項目と基礎データ（平成26年度）

第3章 ごみ処理の基本方針と目標

1 基本理念及び基本方針

本計画では、「鴻巣市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための3つの基本方針を次のように定めます。

<<基本理念>>

一人ひとりがエコライフを実践しているまち

<<基本方針>>

①ごみの発生抑制とリサイクルの推進

- 「Reduce・リデュース（ごみ減量）」「Refuse・リフューズ（不要なものは断る）」「Reuse・リユース（再使用）」「Recycle・リサイクル（再生使用）」の「4R」の正しい情報を共有し、ごみになるものを「つぐらない」「売らない」「買わない」「捨てない」ようにして、物質循環の環をつなげます。

②ごみの適正処理

- 老朽化が激しく更新が必要な既存ごみ処理施設の整備を推進します。
- 計画的なごみ処理に努め、ごみの分別処理の徹底により環境負荷を減らします。
- ごみの分別区分、収集区割り、ごみ集積所の場所、収集頻度など、みんなが守れるごみ出しルールを考えます。

③ゼロエミッションの促進

- 従来の焼却中心の廃棄物処理体系から、資源循環の処理体系への移行を目指して、事業者と事業者、事業者と市民が連携して資源循環（リサイクル）の環をつなげ、ゼロエミッションを実現させます。

2 数値目標

(1) ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

現状のまま推移した場合のごみ総排出量は、平成 26 年度の 35,892 t に対し、計画初年度の平成 29 年度では約 35,300 t、中間目標年度の平成 33 年度では約 34,400 t（約 4.1%減少）、最終目標年度の平成 38 年度では約 33,300 t（約 7.2%減少）と予測しています。

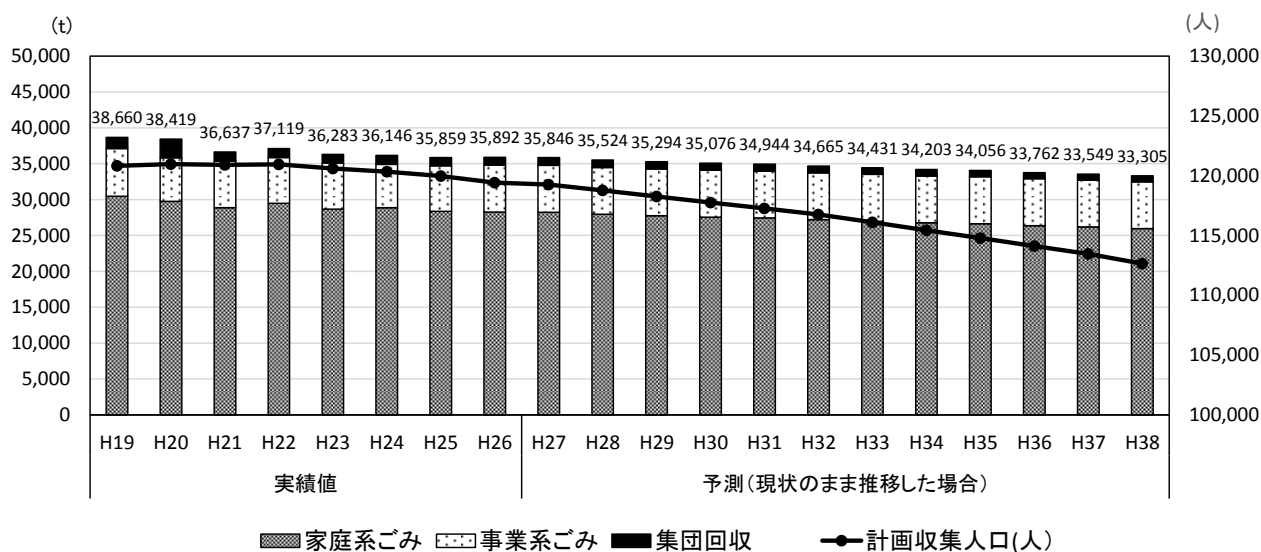
一人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 26 年度の 823g に対し、計画初年度の平成 29 年度では 818g、中間目標年度の平成 33 年度では 813g（1.2%減少）、最終目標年度の平成 38 年度では 810g（1.6%減少）と予測しています。

資源化率Ⅰ及び資源化率Ⅱは、前計画において増加させる目標を掲げていましたが、現状のままではさらに減少していくことが予想されています。

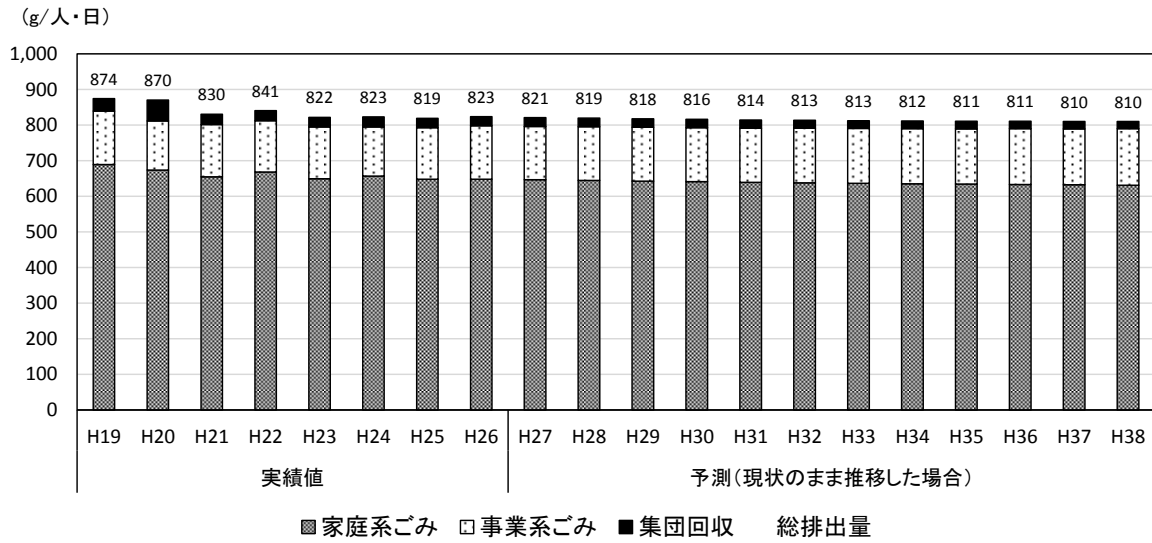
表Ⅱ-3-1 ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

項目	実績値	予測（現状のまま推移した場合）			
	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 33 年度	平成 38 年度	
計画収集人口(人)	119,415	118,261	116,098	112,654	
ごみ排出量 (t)	総排出量	35,892	35,294	34,431	33,305
	家庭系ごみ	28,259	27,746	26,984	25,954
	事業系ごみ	6,538	6,526	6,520	6,515
	集団回収	1,095	1,022	927	835
一人 1 日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	総排出量	823	818	813	810
	家庭系ごみ	648	643	637	631
	事業系ごみ	150	151	154	158
	集団回収	25	24	22	20
資源化率(%)	資源化率Ⅰ	20.0%	19.3%	18.5%	17.7%
	資源化率Ⅱ	28.1%	27.4%	26.9%	26.6%

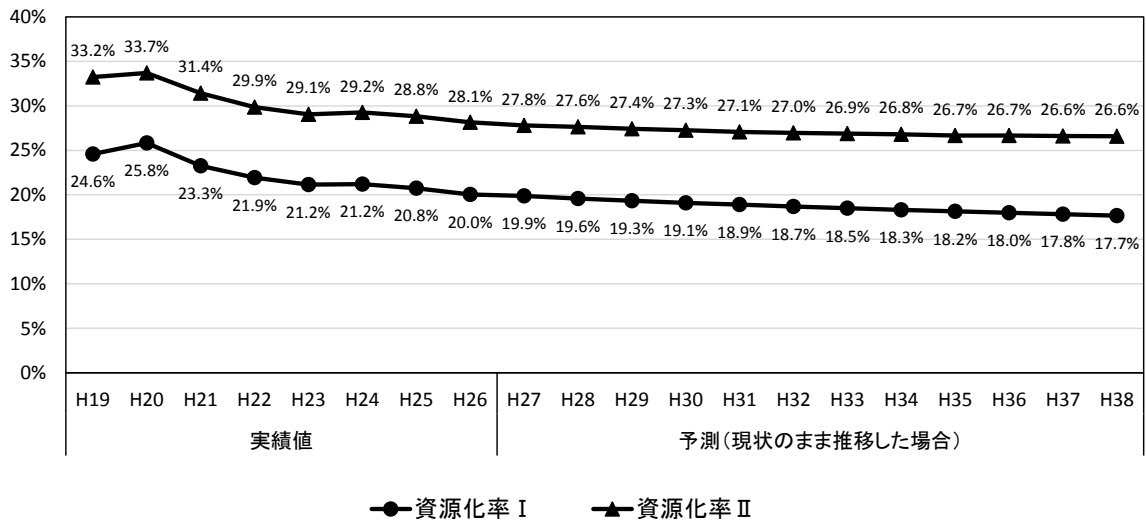
注) 計画収集人口は、第 6 次鴻巣市総合振興計画の将来人口による



図Ⅱ-3-1 ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）



図Ⅱ-3-2 一人1日当たりごみ排出量の将来予測(現状のまま推移した場合)



図Ⅱ-3-3 資源化率の将来予測(現状のまま推移した場合)

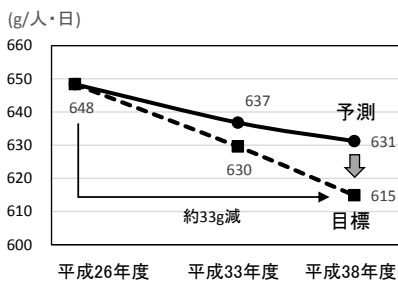
(2) 数値目標の設定

循環型社会の形成を目指し、一人ひとりがエコライフを実践していくことで、現状のまま推移した場合の予測値からさらにごみの減量と資源化を進めることとし、数値目標を以下のとおり設定します。

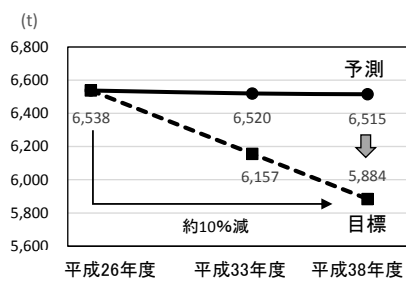
表Ⅱ-3-2 本計画における数値目標

指標	対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
① 一人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ (燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源類)	中間目標 (H33) : 630g (H26比 約18g減) 最終目標 (H38) : 615g (H26比 約33g減)
② 事業系ごみ排出量	事業系ごみ (燃やせるごみ、粗大ごみ)	中間目標 (H33) : 6%減 (H26比) 最終目標 (H38) : 10%減 (H26比)
③ 一人1日当たりのごみ総排出量 ^{*1}	家庭ごみ、事業系ごみ、 集団回収	中間目標 (H33) : 800g (H26比 約23g減) 最終目標 (H38) : 783g (H26比 約40g減)
④ 資源化率Ⅰ	資源類(家庭系+事業系) + 集団回収量 / ごみ総排出量	中間目標 (H33) : 20% (H26の値を維持) 最終目標 (H38) : 20% (H26の値を維持)
⑤ 資源化率Ⅱ	(直接資源化量+施設資源化量+ 集団回収量) / ごみ総排出量	中間目標 (H33) : 28% (H26の値を維持) 最終目標 (H38) : 28% (H26の値を維持)

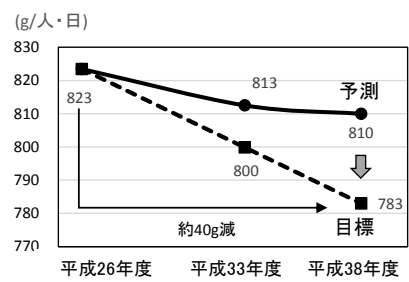
注) ^{*1}一人1日当たりの家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の2つの減量目標を達成した後の数値



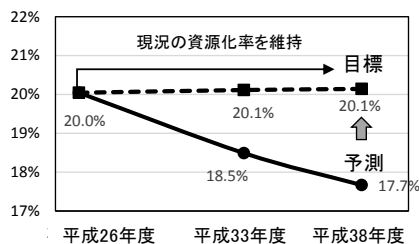
①一人1日当たりの家庭ごみ排出量



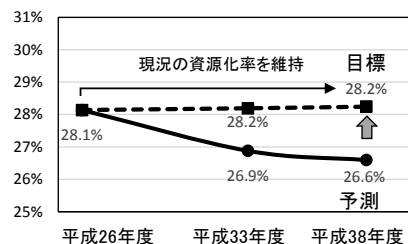
②事業系ごみ排出量



③一人1日当たりのごみ総排出量



④資源化率Ⅰ



⑤資源化率Ⅱ

図Ⅱ-3-4 数値目標

” 家庭ごみ減量チャレンジ33 ”

家庭ごみ排出量の削減目標は、一人1日当たり 33g です。

ごみ量の目安は以下の通りで、市民の皆さんによる毎日の取り組みの積み重ねが重要です。

○マイバッグを持参し、レジ袋などを断る。

(例) レジ袋1枚 4~10g、紙製手提げ袋 50g



○簡易包装に心がける。

(例) 紙包装1枚 20~40g

○生ごみの水切りを徹底する。

(例) 水切り1回 10~30g

○使い捨て製品の利用を控える。

(例) 割り箸1膳 5~10g、プラスチック製フォーク1本 5g



○詰め替え用商品を選ぶ。

(例) シャンプー容器1個 70~80g

○マイボトルやマイカップを使用する。

(例) ペットボトル500ml1本 40g、アルミ缶350ml1本 20g、紙コップ1個 5g

○返却できる包装容器は購入した店に返却する。

(例) 白色トレイ1個 5g、クリーニングハンガー1個 40g

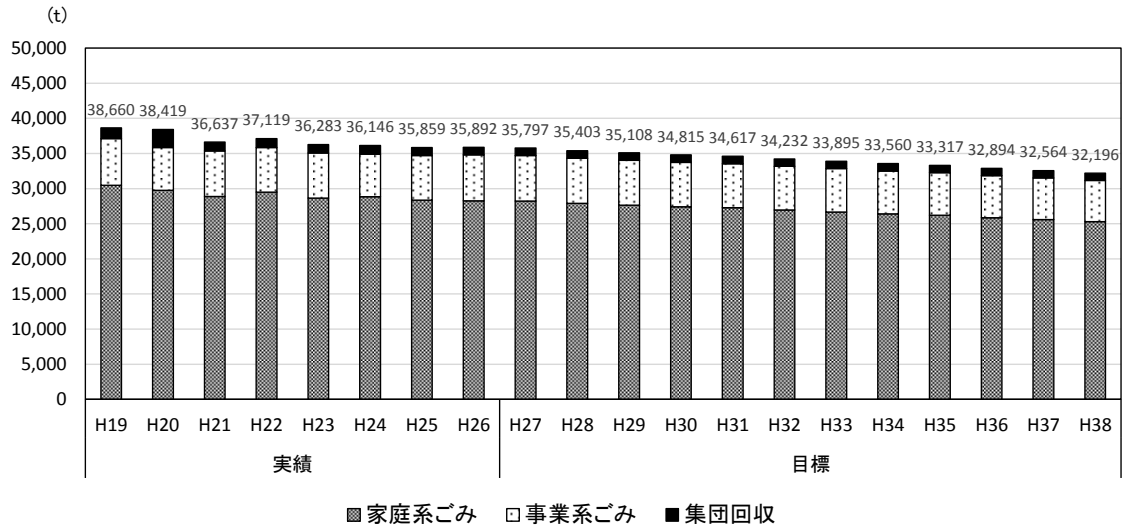
○食べ物の買い過ぎ、作り過ぎを減らし食べ残しを減らす。

(例) ごはん1膳 150~200g

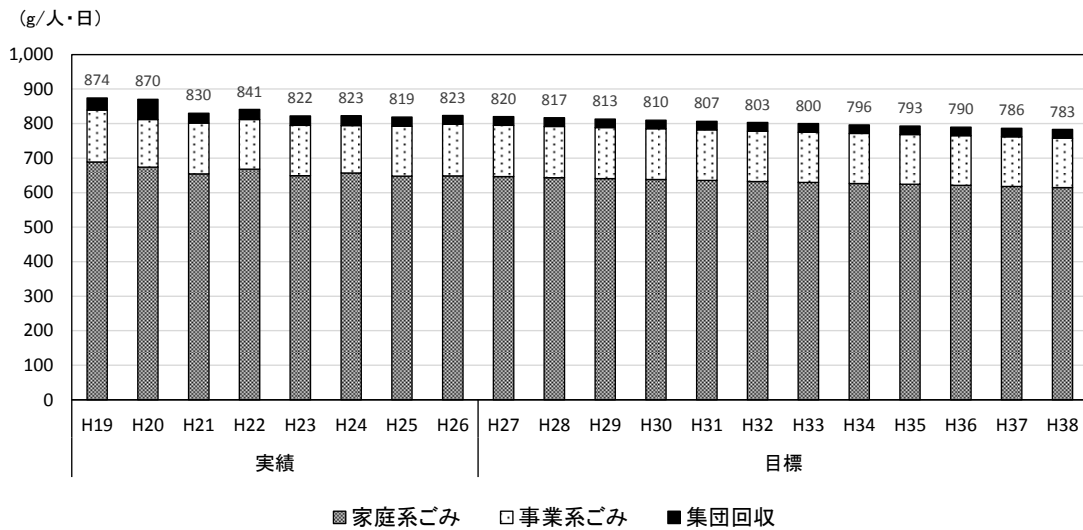


表Ⅱ-3-3 ごみ総排出量の将来予測（削減目標を達成した場合）

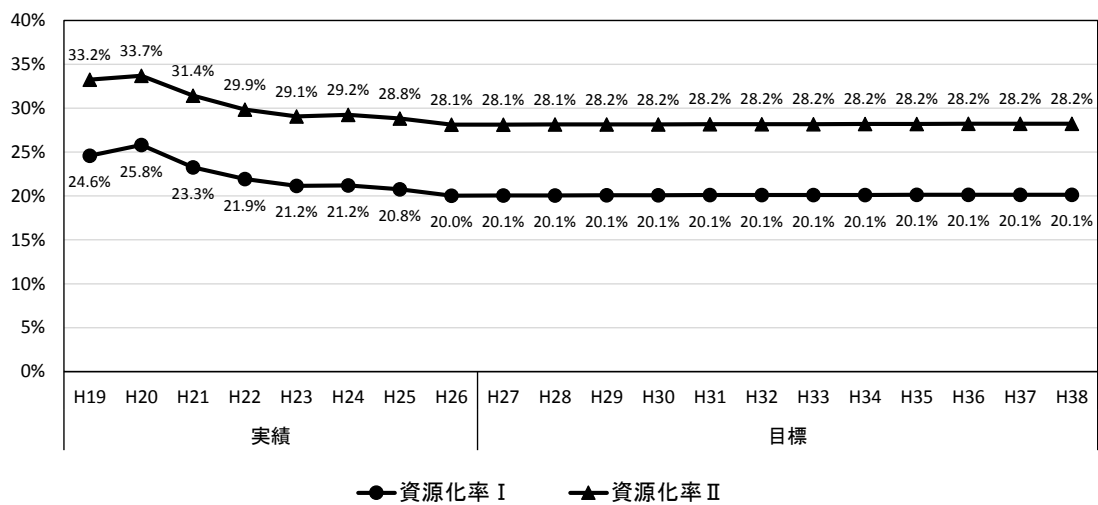
年度	基準年度		将来予測						将来予測(中間目標年度)			将来予測				将来予測(目標年度)			
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	H33-H26	H33/H26	2022	2023	2024	2025	2026	H38-H26	H38/H26		
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	差	増減率	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	差	増減率		
行政区域内人口(人)	外国人を含む 119,415	119,262	118,762	118,261	117,761	117,260	116,760	116,098	-3,317	-2.8%	115,437	114,776	114,115	113,454	112,654	-6,761	-5.7%		
計画収集人口(人)	外国人を含む 119,415	119,262	118,762	118,261	117,761	117,260	116,760	116,098	-3,317	-2.8%	115,437	114,776	114,115	113,454	112,654	-6,761	-5.7%		
自家処理人口(人)	外国人を含む 0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0				
ごみ排出量 (t)	総排出量	35,892	35,797	35,403	35,108	34,815	34,617	34,232	33,895	-1,997	-5.6%	33,560	33,317	32,894	32,564	32,196	-3,696	-10.3%	
	家庭系ごみ	28,259	28,222	27,891	27,655	27,420	27,279	26,955	26,679	-1,580	-5.6%	26,404	26,219	25,860	25,590	25,284	-2,975	-10.5%	
	燃やせるごみ	18,816	18,792	18,571	18,414	18,258	18,163	17,948	17,764	-1,052	-5.6%	17,581	17,458	17,219	17,039	16,835	-1,981	-10.5%	
	燃やせないごみ	2,843	2,839	2,806	2,782	2,759	2,744	2,712	2,684	-159	-5.6%	2,656	2,638	2,602	2,575	2,544	-299	-10.5%	
	資源類	6,100	6,092	6,020	5,970	5,919	5,888	5,819	5,759	-341	-5.6%	5,700	5,660	5,582	5,524	5,458	-642	-10.5%	
	粗大ごみ	500	499	493	489	485	483	477	472	-28	-5.6%	467	464	458	453	447	-53	-10.5%	
	事業系ごみ	6,538	6,484	6,429	6,375	6,320	6,266	6,211	6,157	-381	-5.8%	6,102	6,048	5,993	5,939	5,884	-654	-10.0%	
	燃やせるごみ	6,478	6,424	6,370	6,316	6,262	6,208	6,154	6,100	-378	-5.8%	6,046	5,992	5,938	5,884	5,830	-648	-10.0%	
	粗大ごみ	60	60	59	59	58	58	57	57	-4	-5.8%	56	56	55	55	54	-6	-10.0%	
	集団回収	1,095	1,091	1,084	1,079	1,075	1,073	1,065	1,059	-36	-3.3%	1,053	1,050	1,041	1,035	1,028	-67	-6.1%	
	(再掲)	燃やせるごみ	25,294	25,216	24,941	24,730	24,520	24,371	24,102	23,864	-1,430	-5.7%	23,627	23,450	23,157	22,923	22,665	-2,629	-10.4%
		燃やせないごみ	2,843	2,839	2,806	2,782	2,759	2,744	2,712	2,684	-159	-5.6%	2,656	2,638	2,602	2,575	2,544	-299	-10.5%
		資源類	6,100	6,092	6,020	5,970	5,919	5,888	5,819	5,759	-341	-5.6%	5,700	5,660	5,582	5,524	5,458	-642	-10.5%
		粗大ごみ	560	559	552	548	543	540	534	529	-31	-5.6%	523	519	513	507	501	-59	-10.5%
		集団回収	1,095	1,091	1,084	1,079	1,075	1,073	1,065	1,059	-36	-3.3%	1,053	1,050	1,041	1,035	1,028	-67	-6.1%
	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	総排出量	823	820	817	813	810	807	803	800	-24	-2.9%	796	793	790	786	783	-40	-4.9%
		家庭系ごみ	648	647	643	641	638	636	632	630	-19	-2.9%	627	624	621	618	615	-33	-5.2%
燃やせるごみ		432	431	428	427	425	423	421	419	-12	-2.9%	417	416	413	411	409	-22	-5.2%	
燃やせないごみ		65	65	65	64	64	64	64	63	-2	-2.9%	63	63	62	62	62	-3	-5.2%	
資源類		140	140	139	138	138	137	137	136	-4	-2.9%	135	135	134	133	133	-7	-5.2%	
粗大ごみ		11	11	11	11	11	11	11	11	0	-2.9%	11	11	11	11	11	-1	-5.2%	
事業系ごみ		150	149	148	148	147	146	146	145	-5	-3.1%	145	144	144	143	143	-7	-4.6%	
燃やせるごみ		149	147	147	146	146	145	144	144	-5	-3.1%	143	143	143	142	142	-7	-4.6%	
粗大ごみ		1	1	1	1	1	1	1	1	0	-3.1%	1	1	1	1	1	0	-4.6%	
集団回収		25	25	25	25	25	25	25	25	0	-0.5%	25	25	25	25	25	0	-0.5%	
(再掲)		燃やせるごみ	580.3	578	575	573	570	568	566	563	-17	-3.0%	561	558	556	554	551	-29	-5.0%
		燃やせないごみ	65.2	65	65	64	64	64	63	63	-2	-2.9%	63	63	62	62	62	-3	-5.2%
		資源類	140.0	140	139	138	138	137	137	136	-4	-2.9%	135	135	134	133	133	-7	-5.2%
		粗大ごみ	12.8	13	13	13	13	13	12	12	0	-2.9%	12	12	12	12	12	-1	-5.1%
		集団回収	25.1	25	25	25	25	25	25	25	0	-0.5%	25	25	25	25	25	0	-0.5%
日数		365	366	365	365	365	366	365	365	0	0.0%	365	366	365	365	365			
資源化率		資源類(t)	① 6,100	6,092	6,020	5,970	5,919	5,888	5,819	5,759	-341	-5.6%	5,700	5,660	5,582	5,524	5,458	-642	-10.5%
	集団回収(t)	② 1,095	1,091	1,084	1,079	1,075	1,073	1,065	1,059	-36	-3.3%	1,053	1,050	1,041	1,035	1,028	-67	-6.1%	
	直接資源化量(t)	③ 4,342	4,331	4,282	4,246	4,210	4,186	4,139	4,097	-245	-5.6%	4,056	4,026	3,975	3,934	3,889	-453	-10.4%	
	施設資源化量(t)	④ 4,662	4,650	4,598	4,559	4,520	4,494	4,444	4,399	-263	-5.6%	4,355	4,323	4,268	4,224	4,176	-486	-10.4%	
	資源化量(t)	⑤=②+③+④ 10,099	10,072	9,964	9,884	9,805	9,753	9,647	9,556	-543	-5.4%	9,465	9,400	9,284	9,194	9,093	-1,006	-10.0%	
	ごみ総排出量(t)	⑥ 35,892	35,797	35,403	35,108	34,815	34,617	34,232	33,895	-1,997	-5.6%	33,560	33,317	32,894	32,564	32,196	-3,696	-10.3%	
	資源化率Ⅰ(%)	(①+②)/⑥ 20.0%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	0.1%	0.3%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	20.1%	0.1%	0.5%	
	資源化率Ⅱ(%)	⑤/⑥ 28.1%	28.1%	28.1%	28.2%	28.2%	28.2%	28.2%	28.2%	0.1%	0.2%	28.2%	28.2%	28.2%	28.2%	28.2%	0.1%	0.4%	



図Ⅱ-3-5 ごみ排出量の将来予測（削減目標を達成した場合）



図Ⅱ-3-6 一人1日当たりのごみ排出量の将来予測（削減目標を達成した場合）



図Ⅱ-3-7 資源化率の将来予測（目標を達成した場合）

3 将来のごみ処理体系

資源組合では、主に可燃ごみを処理する「熱回収施設」、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチックを処理する「プラスチック資源化施設」、廃蛍光管類、廃乾電池、小型家電等を保管する「ストックヤード」を整備することを検討しています。

熱回収施設（可燃ごみ処理施設）では、処理によって発生するエネルギーを回収して発電を、不燃・粗大ごみ処理施設では、破碎・選別処理をするとともに、家具等の再生品を市民に提供することを検討しています。また、プラスチック資源化施設では、プラスチック製容器包装を資源化することを検討しています。

廃蛍光管類、廃乾電池、資源類は、ストックヤードにおいて保管後に資源化し、ビンや缶などのその他資源物は、現状どおり民間処理業者に委託し、資源化する予定となっています。

4 重点施策

基本理念や基本方針、数値目標の達成に向け、以下に示す3つの重点施策を実施します。

重点施策1 生ごみの減量

燃やせるごみに含まれる生ごみは、水分を多く含んでいるため、焼却処理の際に大きなエネルギーを消費します。生ごみの減量には、家庭において水切りを行うことが大きく役立つことから、水切りに重点を置いたキャンペーンや啓発活動などに積極的に取り組んでいきます。

また、「食品ロス」と呼ばれる、まだ食べられる食品をごみとして捨てることをできるだけ減らすことも重要であり、市民や事業者（飲食店や小売店）への普及・啓発を進めます。

さらに家庭における生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理機（コンポスト容器、EMぼかし容器、処理機）の購入補助金制度を周知するとともに、生ごみ処理機で作った堆肥等の活用策（家庭で余った堆肥を地域で利用するなど）を検討していきます。

これら生ごみの減量・資源化のための取り組みにより、収集時の運搬効率や清掃工場での燃焼効率が向上するとともに、燃やせるごみ全体の減量につなげます。

重点施策2 ごみの減量・資源化に向けた意識啓発

全ての市民、事業者がごみの減量・資源化に取り組んでいくように、市民及び事業者への積極的な働きかけを行います。

このため、ごみの出し方や分別方法のほか、ごみ処理経費の現状、環境に配慮した消費の考え方など、ごみに関わる様々な情報を継続的に発信し、ごみの減量や資源化、循環型社会づくりへの啓発を進めます。

情報の発信にあたっては、「ごみと資源の分別マニュアル」や「ごみの早見表」などの印刷物とともに、パソコンやスマートフォンなどの情報機器を活用して、誰もがいつでも気軽に情報にアクセスできる環境づくりに取り組んでいきます。

また、ごみ分別などのごみ処理ルールを住民や事業者が分かりやすいように見直し、ごみの削減や資源化を促進します。

重点施策3 ごみ処理施設整備の推進

既存のごみ処理施設は老朽化が進み、更新が必要なことから、資源組合による新たなごみ処理施設として、熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設（資源プラスチック選別施設）及びストックヤードの整備を共同で推進します。

第4章 ごみ処理の施策

1 排出抑制・資源化計画

本市では、市民、事業者、行政の三者が協働で4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）に取り組みます。

(1) 市民の取り組み

①発生・排出抑制の取り組み

- 普段の生活において、詰め替え商品を選ぶ、マイバッグやマイ箸を持参する、レジ袋や過剰包装は断るなどの取り組みを通じて、ごみの発生抑制に努めます。
- 家庭から生ごみを出す前の「水切り」を徹底したり、生ごみ処理機を活用したりするなどして、生ごみの減量化に努めます。
- 未利用食品や食べ残しなどによる「食品ロス」を削減するため、食品の計画的な購入と消費に努めます。

②資源化の取り組み

- 適切なリサイクルの推進を目指すため、ごみや資源の分別を徹底するとともに、資源を出す際には、よく洗ってきれいな状態で出すなどのルールやマナーを遵守します。
- 各種団体で実施している集団回収に協力します。
- リサイクルショップやリサイクルマーケットを利用したり、再生材で作られた製品を利用したりするなど、再生品の利用拡大に努めます。

(2) 事業者の取り組み

①発生・排出抑制の取り組み

- 事業系ごみ削減のため、生産工程や流通過程において発生する廃棄物を抑制し、再利用・再生利用に取り組みます。
- 製造業者は、消費した後にできるだけごみが出ない製品や再資源化しやすい製品の開発を目指します。
- 小売業者は、リサイクル品の取扱い、簡易包装の実施、マイバッグ運動などに取り組みます。
- 食品関連事業者（食料品販売業者・飲食店等）は、食品ロスを出来るだけ出さないよう、小盛りの設定や食材使い切りレシピを検討するほか、食べ残しの多い宴会などで締めの前15分間で残った食事を食べきる「食べきりタイム」などに取り組みます。

②資源化の取り組み

- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを実施するほか、市と連携したリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。また、再生品を利用・活用することにより、循環型社会の構築に貢献します。

- 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・賞味期限切れの商品等の削減やリサイクルの取組を推進します。

(3) 行政（市）の取り組み

①発生・排出抑制の取り組み

- マイバッグ運動の推進による過剰包装の抑制と、レジ袋等を含む容器包装類の削減を推進します。
- 家庭から生ごみを出す前に水分を減らすことにより、減量化とともに焼却施設への負担の軽減を目指します。
- 未利用食品や食べ残しなどによる食品ロスを削減するため、食品の計画的な購入と消費を促します。
- 燃やせるごみへの混入が多い紙類や、分別方法が分かりにくいプラスチック製容器包装類の正しい排出方法について、啓発活動を行います。
- 市民に正しいごみの出し方、分別方法、ごみ減量の手法などを伝えるため、情報機器を活用した周知方法を検討します。
- 事業者に対しては、継続的に自己処理責任の徹底や現状把握の協力を要請します。
- 資源組合と連携し、ごみ処理施設への搬入業者に対する適正排出の徹底を指導します。
- 市役所の事務事業においては、グリーン購入を推進し、4Rと循環型社会に関して市職員への周知徹底を図ることにより、ごみ減量化を推進します。

②資源化の取り組み

- 生ごみ処理機購入費補助金制度を推進するとともに、生ごみ処理機で作られた堆肥等の活用策を検討します。
- 各種団体で実施している集団回収を促進します。
- 再生利用品の需要拡大を推進します。
- 廃家電のリサイクルに関する普及啓発を推進します。
- 廃食用油のリサイクルを推進します。

2 収集・運搬計画

本市では、平成34年度までは、現在の分別区分や排出方法を基本としますが、資源組合の新たなごみ処理施設が稼働する平成35年度に向け、資源組合と連携し、ごみ処理ルールの見直しを検討していきます。

なお、見直しに当たっては、必要に応じて構成市間の連絡調整及び情報交換を進めた上で、国や県の上位計画に示される考え方にに基づき、住民サービスと経済性のバランスを考慮します。

3 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理計画

本市の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源は、平成 34 年度までは現状の体制で適正処理を継続します。なお、平成 35 年度以降は、資源組合で新たに整備するごみ処理施設において、適正処理を継続します。

表 II-4-1 資源組合で整備する施設（計画）

	施設の種類	施設規模	処理対象物等
1	熱回収施設 (可燃ごみ処理施設)	約 249 t / 日	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される可燃ごみ ・不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ・プラスチック資源化施設からの可燃残さ (きれいなプラスチック製容器包装を除く。) ・災害廃棄物 など
2	不燃・粗大ごみ 処理施設	約 23 t / 5 h	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される不燃ごみ ・構成市から排出される粗大ごみ ・ストックヤードからの処理可能なもの など
3	プラスチック 資源化施設	約 34 t / 5 h	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される資源プラスチック (きれいなプラスチック製容器包装及びきれいなプラスチック)
4	ストックヤード	(保管面積) 約 1,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される乾電池、蛍光管、電球、 水銀柱及び小型家電 ・不法投棄物 など

(2) 最終処分計画

①処理残さの資源化

現在は、焼却処理後に発生する焼却残さをセメントの原料として資源化していますが、新たに整備される熱回収施設（可燃ごみ処理施設）においても、発生する処理残さの資源化を推進します。

②埋立処分

燃やせないごみは、選別し資源物を取り出した後、焼却処理を行い、焼却灰は再資源化、不燃性残さは埋立処分しています。今後ともごみの分別と適正処理を推進し、埋立処分量の削減に努めます。

4 その他の計画

(1) 資源組合及び構成市における連携体制の継続

資源組合及び構成市では、会議等を継続して実施し、今後詳細を検討する分別・収集方法の統一のほか、構成市別に進める排出抑制・資源化施策などの情報を交換し、住民サービス向上に努めます。

(2) 自力でのごみ出しが困難な高齢世帯への対応

自力でのごみ出しが困難な高齢世帯に対し、ふれあい収集事業を推進していきます。

(3) 不適正処理や不法投棄への取組み

引き続き、集積所の適正利用の啓発とルール違反ごみの指導を実施します。

無許可業者による不適正処理に係る監視、指導を強化します。

ポイ捨てや不法投棄防止に係る啓発活動を充実させるとともに、監視・指導を強化します。

(4) 市民団体等による活動の支援

市では、市民団体への活動支援を行い、連携して、市民や自治会等、事業者への啓発及び指導を推進します。

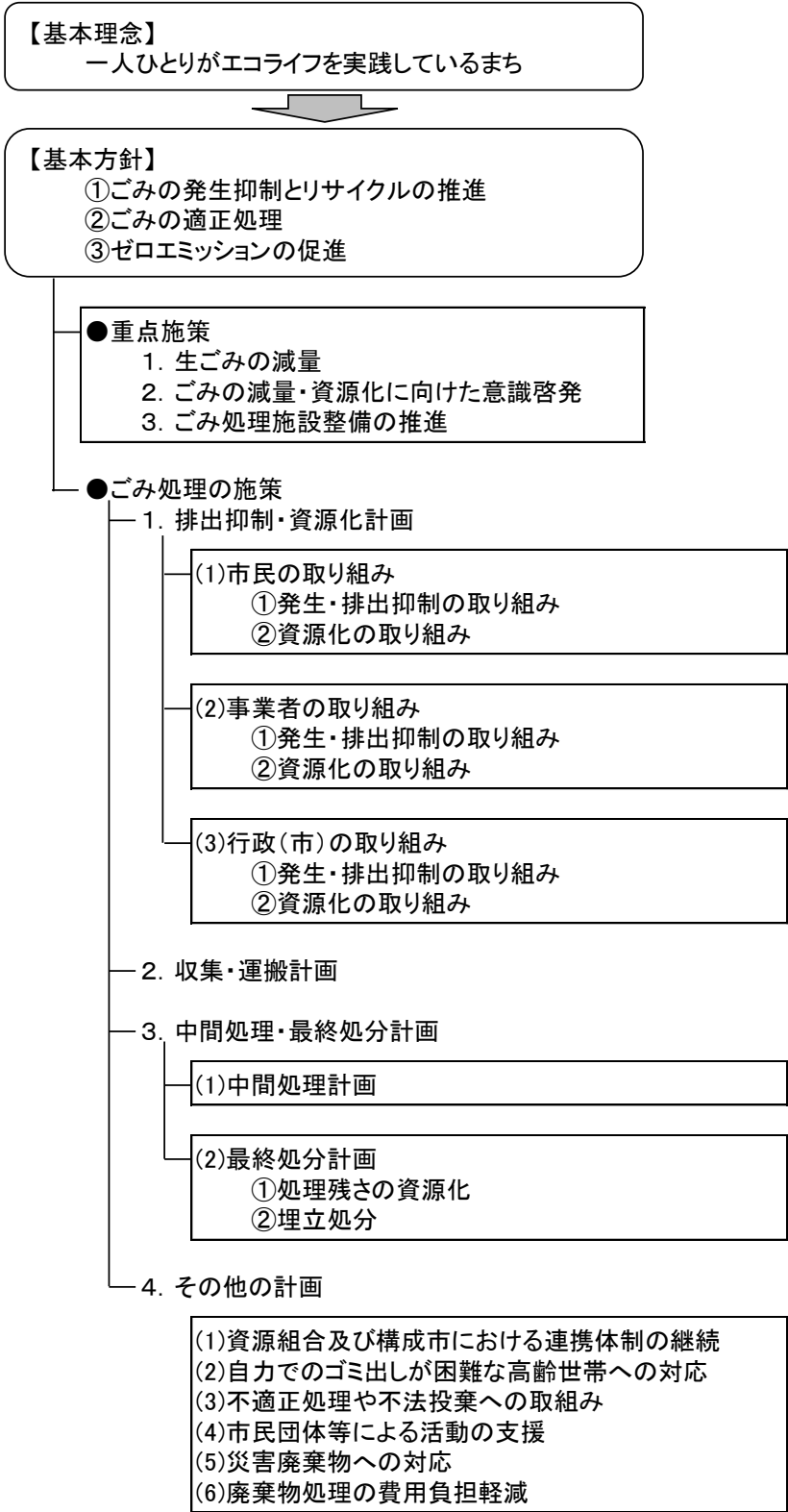
(5) 災害廃棄物への対応

市では、県、埼玉中部環境保全組合、資源組合及び関係機関と連携し、災害時の協力体制、役割分担、施設の確保、災害廃棄物に対応できる施設などを検討し、対応策の充実を図ります。なお、埼玉県清掃行政研究協議会とは、災害廃棄物処理に関する相互支援体制事業に基づき、仮置場を始めとした県内他市町村との相互支援に備えます。

また、鴻巣市地域防災計画を踏まえ、災害時のごみ処理に関する指揮系統、市民への広報系統等を整備し、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

(6) 廃棄物処理の費用負担軽減

ごみの排出抑制・資源化施策から収集・運搬、中間処理や最終処分に至るまでトータルコストの軽減に努めるとともに、情報を公開し、効率的な廃棄物処理システムづくりを推進します。



図Ⅱ-4-1 施策体系図

Ⅲ 生活排水処理

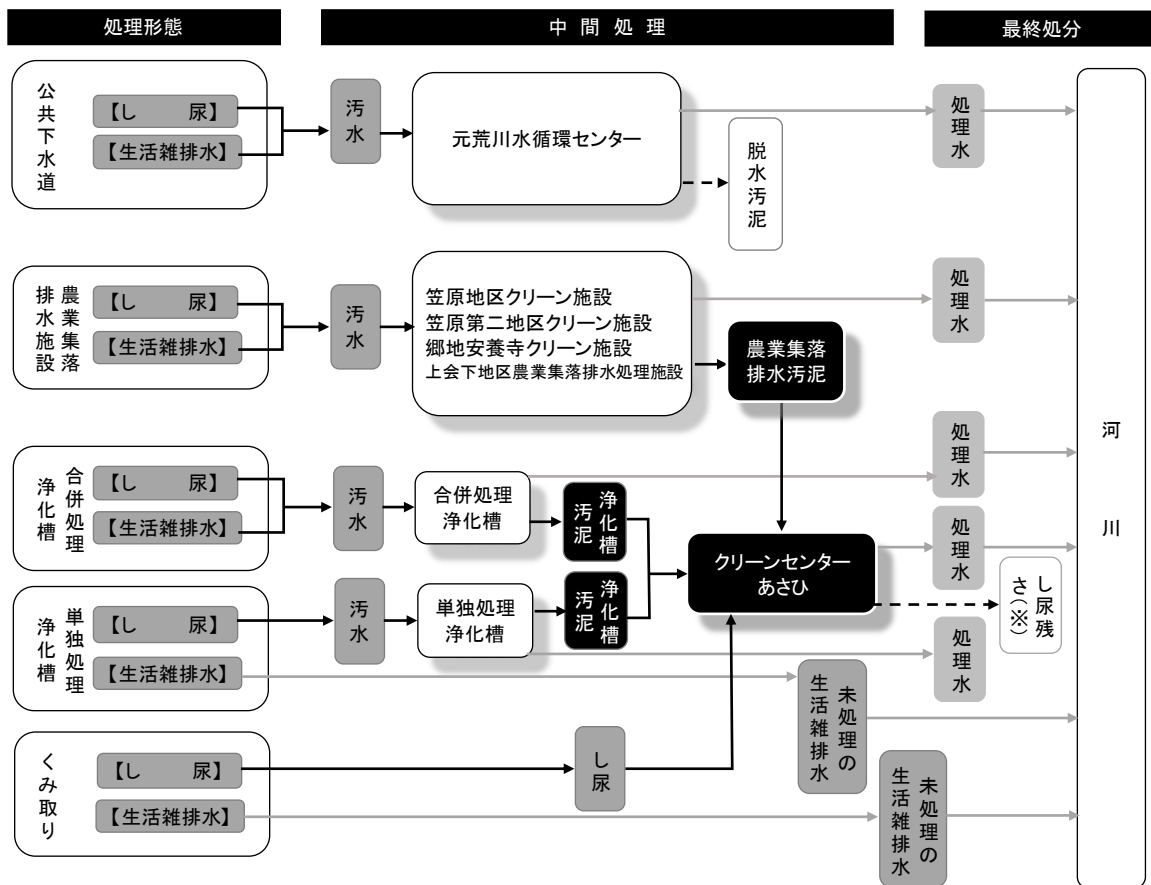
第 1 章 生活排水処理の現状と課題

1 処理体系・主体

(1) 主体・体系

本市におけるし尿処理は、以下の図のとおり、公共下水道をはじめ、農業振興地域では、農業集落排水施設により実施されており、これらの供用区域外においては、浄化槽による処理及びし尿収集によって処理されています。

本市の公共下水道は、埼玉県が実施している荒川左岸北部流域下水道事業（参加市：熊谷市、行田市、北本市、桶川市、鴻巣市）に参加しています。また、し尿処理施設については、鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町の 3 市 1 町で構成する北本地区衛生組合（以下、「衛生組合という」）にて処理を実施しています。農業集落排水施設は、鴻巣市が処理主体となっています。



注) ※し尿残さ（し尿夾雑物及び脱水汚泥）は、施設内焼却設備で焼却

図Ⅲ-1-1 し尿処理体系

表Ⅲ-1-1 鴻巣市における生活排水処理主体

処理施設	排水の種別	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	鴻巣市
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	鴻巣市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、生活雑排水	北本地区衛生組合

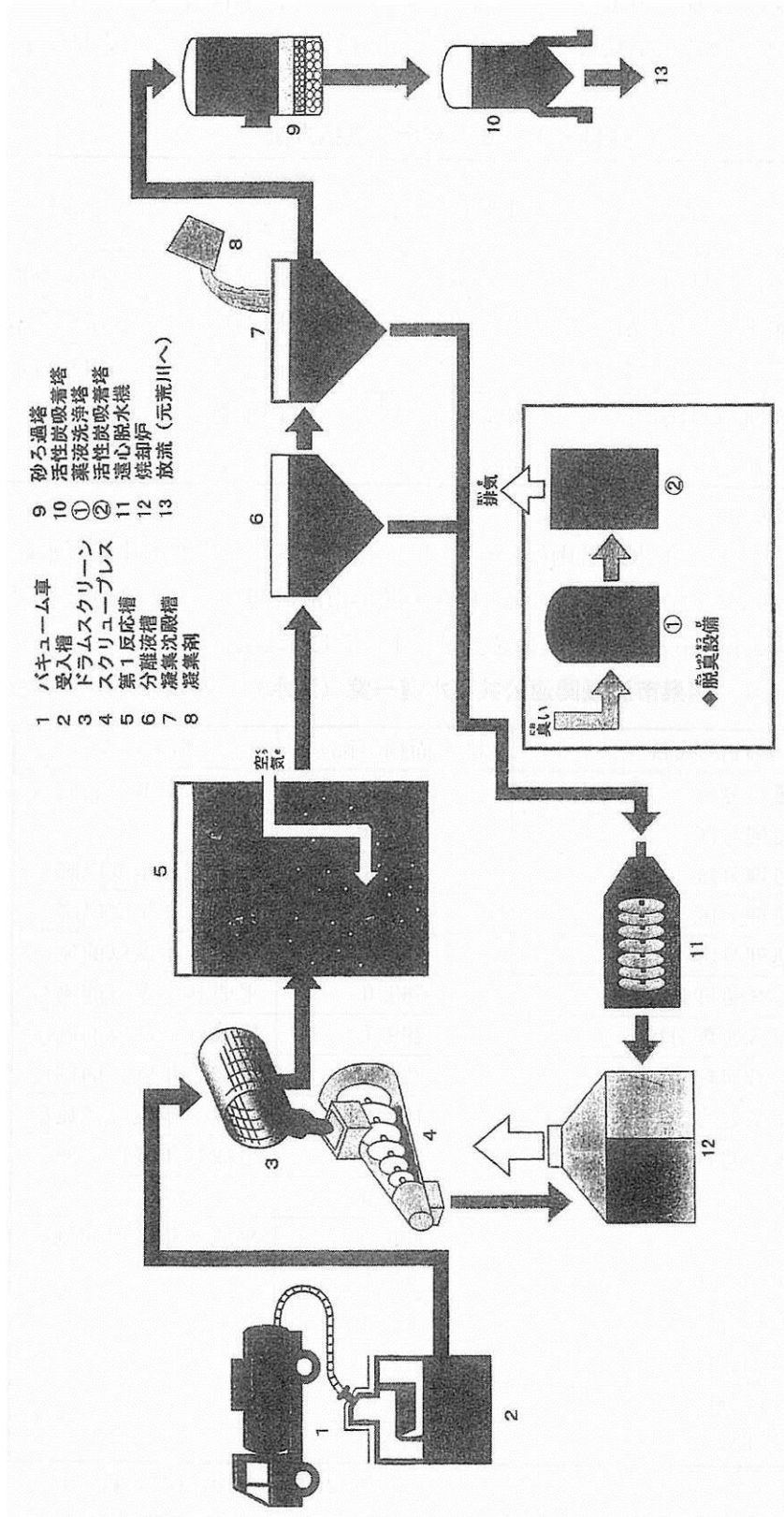
(2) し尿・生活排水処理施設

本市におけるし尿・生活排水処理については、衛生組合の「クリーンセンターあさひ」で処理されています。本施設は、平成5年5月から3ヵ年の計画で改修され、平成8年4月から現在の施設体系で行っています。

表Ⅲ-1-2 し尿・生活排水処理施設概要

住 所	埼玉県北本市朝日 1-200
事業主体	北本地区衛生組合（鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町）
名称	クリーンセンターあさひ
敷地面積	18,126 m ²
建築面積	2,112 m ²
延床面積	3,601 m ²
建築規模	処理棟:鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階 管理棟:鉄筋コンクリート造、地上2階
処理能力	136 k1/日（し尿:36 k1、浄化槽汚泥:100 k1）
施工管理	(財)日本環境衛生センター
設計・施工	住友重機械工業株式会社

資料：北本地区衛生組合ホームページ



出典：北本地区衛生組合資料

図Ⅲ-1-2 「クリーンセンターあさひ」処理フロー

(3) し尿汲み取りに係る手数料

本市では、し尿汲み取りを実施するにあたり、手数料の徴収を行っています。一般家庭では、し尿汲み取り券販売所にて「し尿汲み取り券」の購入によるものであり、事務所・事業所等については、現金にて徴収しています。

表Ⅲ-1-3 料金と支払方法

		手 数 料	消費税等 相 当 額	合 計	支 払 方 法
一般世帯	世帯割（月額）	380 円	30 円	410 円	し尿汲み取り 券
	人頭割（1人月額）	330 円	26 円	356 円	
	無臭トイレ加算額	330 円	26 円	356 円	
事務所	施設割（月額）	380 円	30 円	410 円	現金
事業所等	従量割（36ℓ）	330 円	26 円	356 円	

(4) 公共下水道の現況

本市における公共下水道計画は、5市にわたる荒川左岸北部流域下水道に接続する鴻巣市流域関連公共下水道からなっています。

表Ⅲ-1-4 鴻巣市流域関連公共下水道一覧（汚水）

処理区域名	排水面積 (ha)
吹上第1処理分区	211.0
吹上第2処理分区	409.0
吹上第3処理分区	111.8
吹上第4処理分区	99.2
吹上第5処理分区	857.1
元荒川第13処理分区	563.0
元荒川第15処理分区	299.7
元荒川第16処理分区	221.5
元荒川第17処理分区	158.8
元荒川第18処理分区	235.9
元荒川第20処理分区	459.0
川里第1処理分区	230.0
川里第2処理分区	34.0
川里第3処理分区	57.0
川里第4処理分区	55.0
川里第5処理分区	90.0
川里第6処理分区	170.0
合計	4,262.0

資料：統計こうのす

表Ⅲ-1-5 鴻巣市下水道普及実績（平成 27 年度）

処理区分		実績値
処理区域面積(ha)		1,425.65
行政人口(人)		119,076
処理区域内人口(人)		90,966
処理区域内水洗化人口(人)		85,613
処理区域世帯数(戸)		37,392
処理区域内水洗化世帯数(戸)		35,346
下水道普及率 (%)		76.4
水洗化率(人口) (%)		94.1
水洗化率(世帯) (%)		94.5
下 水 量	工場廃水量 (m ³ /日)	1,766
	事業所数	123
	家庭及び営業汚水量(m ³ /日)	22,868
	その他 (m ³ /日)	6,226
	計	30,860
汚水量原単位 (m ³ /日・人)	対処理人口	0.251
	対水洗化人口	0.267
浸入水等原単位 (m ³ /日・人)		4.367

資料：下水道課資料

第2章 生活排水処理の基本方針と目標

1 基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、衛生組合で処理を行い、施設については、し尿及び浄化槽汚泥の質的量的変動に十分対応できるように運転方法や補修等の維持管理の適正化を更に図ります。

2 生活排水処理形態別の推計人口

(1) 生活排水処理人口の実績

現在、本市におけるし尿処理は、公共下水道、農業集落排水、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿収集によって処理されており、生活排水に関しては、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽によって処理が行われています。

本市におけるし尿処理形態別人口に関して、平成24年度から平成26年度にかけての実績を以下に示します。全体的に下水道人口が増え、単独処理浄化槽人口や非水洗化人口が減少しています。

平成26年度の生活排水処理率は、83.5%となっています。

表Ⅲ-2-1 鴻巣市におけるし尿処理形態別人口の現況

(各年度3月31日現在)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画処理区域内人口（人）	120,036	119,494	119,194
水洗化・雑排水人口（人）	98,848	99,578	99,488
コミュニティ・プラント人口（人）	0	0	0
合併処理浄化槽人口（人）	11,697	11,578	11,508
下水道人口（水洗化人口）（人）	84,352	85,222	85,235
農業集落排水人口（水洗化人口）（人）	2,799	2,778	2,745
単独処理浄化槽人口（人）	18,842	17,958	17,775
非水洗化人口（人）	2,346	1,958	1,931
生活排水処理率（%）	82.3	83.3	83.5

注) 生活排水処理率＝水洗化・雑排水人口／計画処理区域内人口

(2) 処理形態別の人口推計

平成26年度までの実績値及び下水道課資料をもとに、処理形態別の人口推計を行いました。

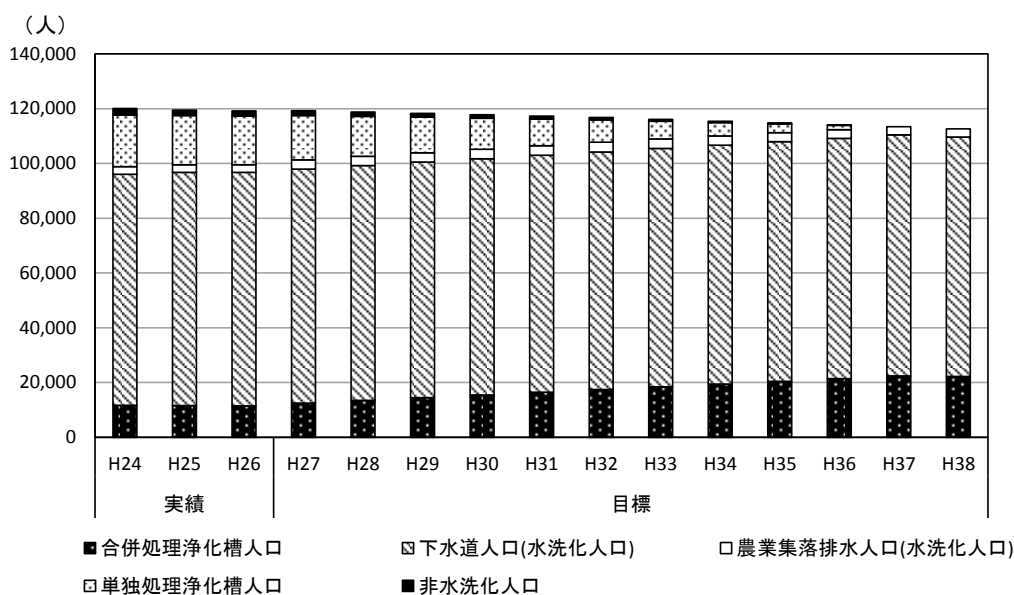
計画処理区域内人口は、第6次鴻巣市総合振興計画の将来人口とし、平成37年度までに生活排水処理率100%を達成するとの前提で、合併処理浄化槽人口、下水道人口（水洗化人口）、農業集落排水人口（水洗化人口）、単独処理浄化槽人口、非水洗化人口を推計しました。

表Ⅲ-2-2 鴻巣市における生活排水処理形態別人口推計

	基準年度	将来予測						将来予測 (中間目標 年度)
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
計画処理区域内人口(人)	119,194	119,262	118,762	118,261	117,761	117,260	116,760	116,098
水洗化・雑排水人口(人)	99,488	101,348	102,639	103,930	105,221	106,512	107,802	108,932
コミュニティ・プラント人口(人)	0		0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	11,508	12,495	13,482	14,470	15,457	16,444	17,431	18,418
下水道人口(水洗化人口)(人)	85,235	85,491	85,748	86,004	86,261	86,517	86,774	87,030
農業集落排水人口(水洗化人口)(人)	2,745	3,362	3,409	3,456	3,503	3,551	3,597	3,484
単独処理浄化槽人口(人)	17,775	16,159	14,543	12,927	11,311	9,695	8,080	6,464
非水洗化人口(人)	1,931	1,755	1,580	1,404	1,229	1,053	878	702
生活排水処理率(%)	83.5	85.0	86.4	87.9	89.4	90.8	92.3	93.8

	将来予測				将来予測 (目標年度)
	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
計画処理区域内人口(人)	115,437	114,776	114,115	113,454	112,654
水洗化・雑排水人口(人)	110,062	111,193	112,323	113,454	112,654
コミュニティ・プラント人口(人)	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口(人)	19,405	20,393	21,380	22,367	22,209
下水道人口(水洗化人口)(人)	87,287	87,543	87,800	88,056	87,435
農業集落排水人口(水洗化人口)(人)	3,370	3,257	3,143	3,031	3,010
単独処理浄化槽人口(人)	4,848	3,232	1,616	0	0
非水洗化人口(人)	527	351	176	0	0
生活排水処理率(%)	95.3	96.9	98.4	100.0	100.0

注) 生活排水処理率=水洗化・雑排水人口/計画処理区域内人口



図Ⅲ-2-1 鴻巣市における生活排水処理形態別人口推計

3 し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量

(1) し尿収集・運搬の実績

①地域別収集実績

本市におけるし尿収集と浄化槽の清掃は、市内を3地域に区分し、各々業者委託をしています。地域別収集実績は以下の表のとおりです。

表Ⅲ-2-3 地域別収集実績

(単位：k1)

年度	種類	鴻巣地域	吹上地域	川里地域	合計
平成19年度	し尿	1,788.24	551.83	507.83	2,847.90
	浄化槽	4,744.98	1,890.69	3,203.87	9,839.54
	農業集落排水	415.84	-	51.14	466.98
	合計	6,949.06	2,442.52	3,762.84	13,154.42
平成20年度	し尿	1,671.31	568.03	504.78	2,744.12
	浄化槽	4,829.86	2,249.23	3,237.91	10,317.00
	農業集落排水	449.37	-	65.92	515.29
	合計	6,950.54	2,817.26	3,808.61	13,576.41
平成21年度	し尿	1,488.63	551.08	514.00	2,553.71
	浄化槽	4,433.55	2,083.35	3,190.49	9,707.39
	農業集落排水	408.76	-	42.48	451.24
	合計	6,330.94	2,634.43	3,746.97	12,712.34
平成22年度	し尿	1,382.74	473.83	494.48	2,351.05
	浄化槽	4,983.85	1,813.21	2,891.66	9,688.72
	農業集落排水	483.70	-	100.59	584.29
	合計	6,850.29	2,287.04	3,486.73	12,624.06
平成23年度	し尿	1,371.80	452.48	476.70	2,300.98
	浄化槽	4,594.88	1,822.46	3,105.75	9,523.09
	農業集落排水	898.66	-	99.80	998.46
	合計	6,865.34	2,274.94	3,682.25	12,822.53
平成24年度	し尿	1,309.29	439.91	451.83	2,201.03
	浄化槽	4,459.54	1,905.45	3,289.04	9,654.03
	農業集落排水	395.31	-	100.37	495.68
	合計	6,164.14	2,345.36	3,841.24	12,350.74
平成25年度	し尿	1,247.48	416.41	448.48	2,112.37
	浄化槽	4,366.26	2,158.74	3,032.69	9,557.69
	農業集落排水	389.52	-	97.32	486.84
	合計	6,003.26	2,575.15	3,578.49	12,156.90
平成26年度	し尿	1,130.22	436.43	431.20	1,997.85
	浄化槽	4,314.42	1,910.98	2,681.95	8,907.35
	農業集落排水	469.28	-	100.33	569.61
	合計	5,913.92	2,347.41	3,213.48	11,474.81

(2) し尿収集・運搬の推計

①推計方法

し尿・汚泥量の推計は、「生活排水処理形態別の推計人口」で予測した将来人口推計に1人1日平均排出量(単位搬出量)を乗ずることによって算出しています。単位搬出量は、平成25年度から平成27年度までの過去3年間の実績の平均を採用し、単位排出量の実績及び平均を以下の表に示します。

なお、処理形態別の推計処理量は、推計人口に示す単位排出量の平均値を乗じて算定しています。

②処理形態別処理量の推計結果

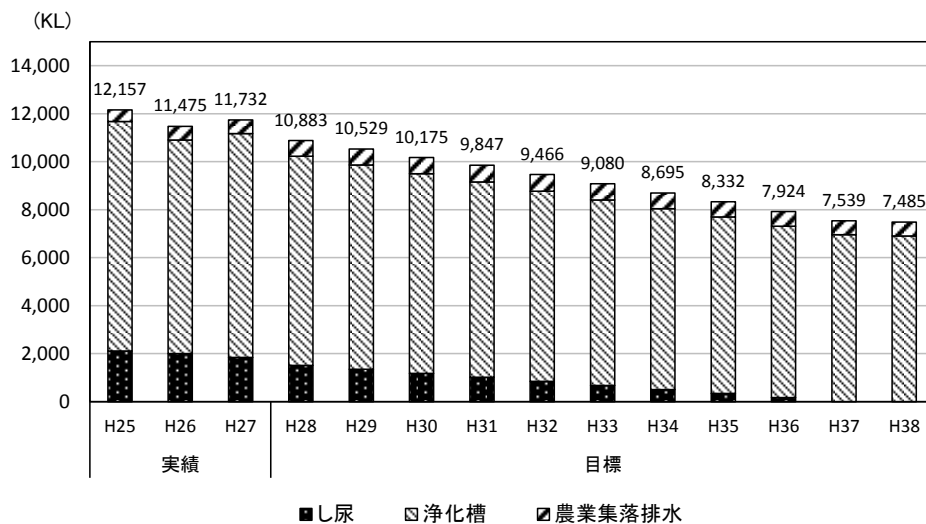
表Ⅲ-2-4 単位排出量の実績及び平均

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均
収集量(kL)	し尿	2,112	1,998	1,845	1,985
	浄化槽	9,558	8,907	9,328	9,264
	農業集落排水	487	570	560	539
	計	12,157	11,475	11,732	11,788
一人1日当たり 収集量 (L/人・日)	し尿	2.47	2.80	2.61	2.62
	浄化槽	0.86	0.83	0.87	0.85
	農業集落排水	0.48	0.56	0.56	0.53
日数		365	365	366	-

表Ⅲ-2-5 処理形態別処理量の推計

		将来予測					将来予測 (中間目標 年度)
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
収集量(kL)	し尿	1,513	1,345	1,177	1,011	841	672
	浄化槽	8,708	8,513	8,318	8,145	7,927	7,732
	農業集落排水	662	671	680	691	698	676
	計	10,883	10,529	10,175	9,847	9,466	9,080
一人1日当たり 収集量 (L/人・日)	し尿	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62
	浄化槽	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
	農業集落排水	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
日数		365	365	365	366	365	365

		将来予測				将来予測 (目標年度)
		平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収集量(kL)	し尿	505	337	169	0	0
	浄化槽	7,536	7,361	7,146	6,950	6,901
	農業集落排水	654	634	610	588	584
	計	8,695	8,332	7,924	7,539	7,485
一人1日当たり 収集量 (L/人・日)	し尿	2.62	2.62	2.62	2.62	2.62
	浄化槽	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
	農業集落排水	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
日数		365	366	365	365	365



図Ⅲ-2-2 処理形態別処理量の推計

4 数値目標（生活排水処理率）

平成 26 年度の生活排水処理率 83.5%を、中間目標年度の平成 33 年度には約 94%とし、目標年度の平成 38 年度には 100%とすることを目標とします。

表Ⅲ-2-6 生活排水処理率の目標

指標	対象	数値目標（基準年度比削減量）
生活排水処理率	市内全域	中間目標（H33）：約 94%（H26 比約 10.5 ポイント増） 最終目標（H38）：100%（H26 比 16.5 ポイント増）

第3章 生活排水処理の施策

1 し尿及び汚泥の処理体系

(1) 収集・運搬計画

衛生組合の中間処理施設「クリーンセンターあさひ」において、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。許可業者または委託業者が収集運搬を行い、施設に搬入しています。搬入後の処理については、埋立処理量を削減し、肥料としてリサイクルを推進しています。

①取組

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集を行うことはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、組合施設への搬入量の変動を抑えるため、計画的な収集を行うことを収集業者に周知徹底する。

②収集区域の範囲

収集区域の範囲は本市全域とし、収集業者においては、収集効率等を考慮した収集を検討する。

(2) 収集・運搬方法

①区分

収集区分は、くみ取りし尿と浄化槽汚泥とする。なお、浄化槽汚泥の収集は、浄化槽の規模の大小に関係なく実施する。

②収集運搬の実施主体

収集運搬の実施主体は、し尿処理については市の委託業者、浄化槽汚泥収集は市の許可業者とする。

(3) 収集・運搬機材

収集運搬機材は、バキューム車とし、悪臭問題等に対応するため、収集車両について検討する。

(4) 管理方法

し尿汲み取りカードにより対象世帯を把握し、適正な管理を推進する。

(5) 中間処理計画

①中間処理の目標

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握して適切に処理し、衛生組合の中間処理施設（「クリーンセンターあさひ」）の設備状況を勘案した施設運営を行います。

②中間処理量

衛生組合の中間処理量は、原則として計画収集区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全体とします。また、将来、浄化槽汚泥とくみ取りし尿との収集比率が変化した場合等に対応できる運転条件を検討していくこととします。

③処理方法

衛生組合の中間処理施設でくみ取りし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理していきます。現在、焼却処理されている排出汚泥の資源化を推進するとともに、焼却処理後の埋め立て処分している処理方法において、更なる資源化や有効利用ができるかを検討していきます。

(6) 最終処分計画

①最終処分に関する目標

最終処分については、衛生組合により安全かつ、適正に処理し、最終的には無害化、安定化を図ることを目標とします。また、汚泥を資源化するなどの有効利用を推進し、最終処分量を削減します。

②最終処分方法

衛生組合の中間処理施設（「クリーンセンターあさひ」）における最終処分は、水（し尿等）処理工程から発生するし尿及び汚泥焼却灰が該当し、施設から発生するし尿及び汚泥焼却灰の最終処分については、現行どおり委託処理とします。汚泥については、これらが処理可能な施設において、資源化し、有効利用することを検討します。

(7) 資源化計画

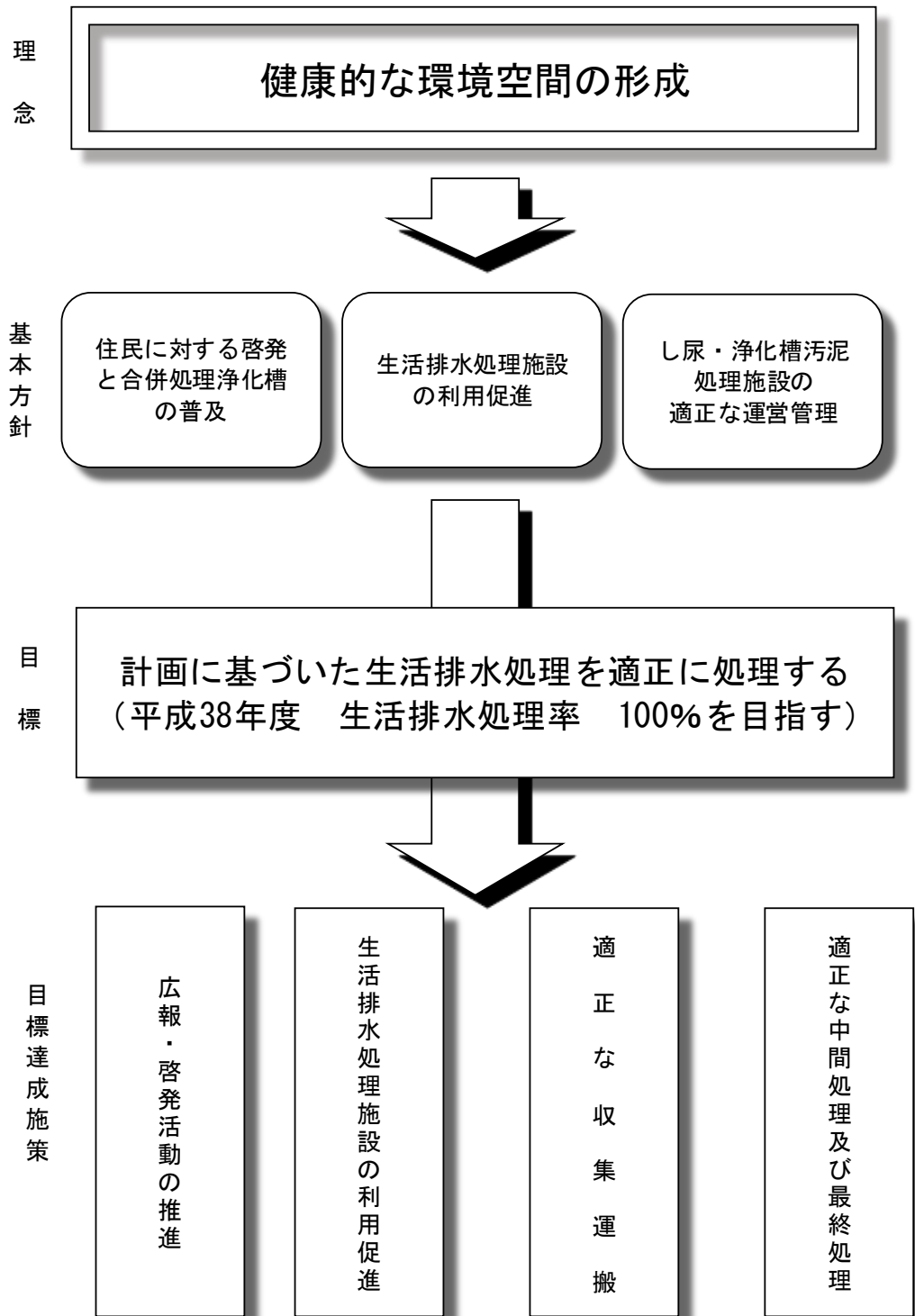
①資源化に関する目標

し尿等の水処理から発生する汚泥については、これらが処理可能な施設において、資源化し、有効利用を図ります。

②資源化方法

資源物の有効利用方法については、衛生組合の中間処理施設（「クリーンセンターあさひ」）での計画と整合を図り検討します。また、将来は、生ごみ等有機性廃棄物と併せて処理する施設等の高度処理化等の整備について、調査・研究します。

2 目標達成のためのフロー



図Ⅲ-3-1 生活排水処理の施策説明図

3 生活排水処理の施策

(1) 広報・啓発活動の推進

生活排水対策の必要性や重要性についての広報・啓発活動を推進します。

①事業の体系

- ア 生活排水対策の適正な知識の普及促進
- イ 合併処理浄化槽の普及促進
- ウ 浄化槽の適正管理の啓発
- エ 環境関係団体等の支援

②施策の内容

- ア 生活排水対策の適正な知識の普及促進

◆各家庭からの台所排水による河川汚濁や生活環境汚染などを防ぐため、適正な知識の普及啓発に努めます。

(例)

広報活動の実施、廃油ポットによる収集・廃油回収によるリサイクル、三角コーナーネットによる生ごみを流さない、拭き取り紙等抑制用品の普及、無りん洗剤石鹼の使用等

◆公共下水道や農業集落排水処理施設等の利用促進等、住民の理解や知識の普及を図ります。

- イ 合併処理浄化槽の普及促進

補助制度の継続により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換普及を図ります。

- ウ 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽の適正な管理指導及び啓発を図ります。法定検査を推進し、適正な管理をすることにより水質の浄化や悪臭の防止を図ります。

- エ 環境関係団体等の支援

住民と行政または住民相互のコミュニケーションを図り、協力体制を築いていくため、関係団体等に対する支援を行っていきます。

(2) 生活排水処理施設の利用促進

①施策の体系

- ア 公共下水道施設の利用促進
- イ 農業集落排水施設等の利用促進

②施策の内容

- ア 公共下水道施設の利用促進

安全、快適な生活環境を図るため、公共下水道基本計画に基づき、地域住民の積極的な施設利用促進を進めます。

- イ 農業集落排水施設の利用促進

農業集落排水基本計画に基づき、地域住民の理解に努め、積極的な施設利用を促進し

ます。

(3) 適正な収集運搬

搬入するし尿・浄化槽汚泥の適正な収集運搬を図ります。

①施策の体系

- ア 収集運搬体制の継続
- イ 安定的、計画的な収集運搬の指導

②施策の内容

- ア 収集運搬体制の継続
 - し尿・浄化槽汚泥の推計処理量に大きな変動がない限り、現在の収集運搬体制を継続し、収集したし尿及び浄化槽汚泥は、中間処理施設(クリーンセンターあさひ)へ搬入します。
- イ 安定的、計画的な収集運搬の指導
 - 浄化槽汚泥の収集運搬については、毎日の搬入量が一定化できるよう指導を行います。

(4) 適正な中間処理及び最終処理

し尿・浄化槽汚泥処理施設の安定的かつ適正な維持管理に努めるとともに、汚泥の適切な処理システムを継続します。

①施策の体系

- ア 適正な維持管理を継続実施します。

②施策の内容

- ア 適正な維持管理
 - 定期的なオーバーホールや老朽化した機器の整備等を行います。

IV 計画の推進

第1章 各主体の役割

1 市民

市民は、分別をしっかりと行う、マイバッグ・マイボトルを利用する、食品ロスを削減するなど、小さな日常行動の積み重ねが求められます。

限られた資源を有効に使い、次の世代のことも考えた生活スタイルをつくることを、地域全体で取り組むことが必要です。

2 事業者

排出事業者は、第一に、生産工程や流通過程において発生する廃棄物を抑制すること、そして再利用・再生利用を進める役割が求められます。また、そうした活動について、適宜、情報公開を行い、消費者にPRすることが大切です。

業種別にいうと、製造業者には、消費した後できるだけごみが出ない製品や再資源化しやすい製品の開発が期待されます。小売業者には、リサイクル品の取扱い、簡易包装の推進、マイバッグ推奨などの取組が求められます。廃棄物処理業者は、環境関連法令に基づき、地域における生活環境の保全と衛生環境の向上を確保したうえで、適正な処理を行うといった役割が求められます。その際、廃棄物を有用資源として積極的に回収し、循環利用するシステムを構築することが必要です。

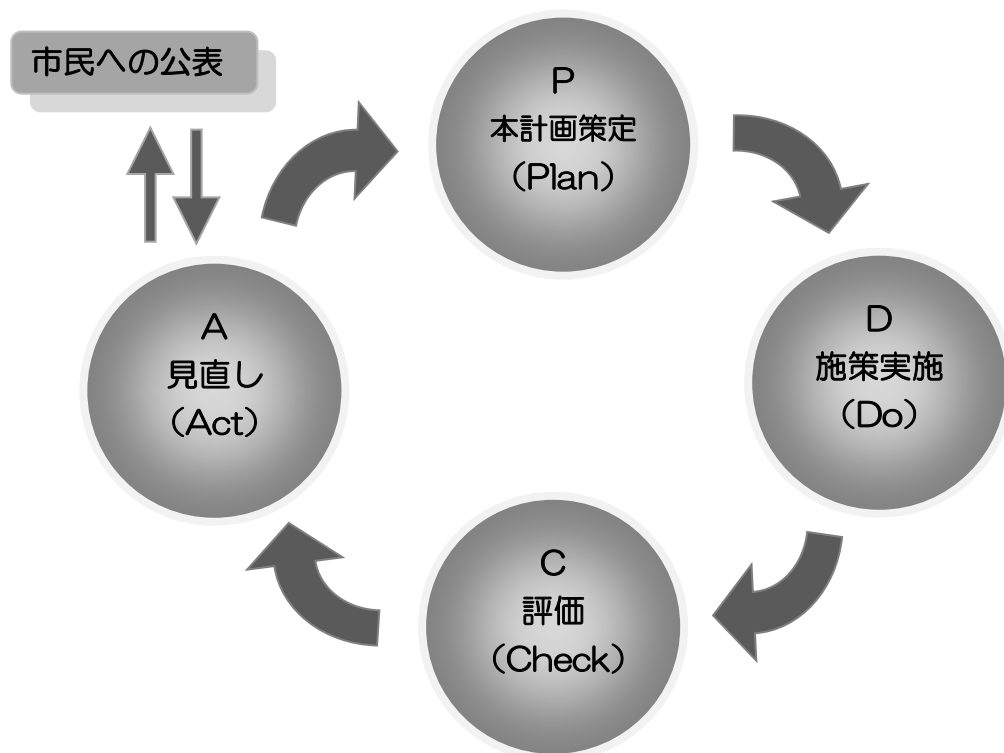
3 行政

市や鴻巣行田北本環境資源組合、埼玉中部環境保全組合、北本地区衛生組合が保有する廃棄物処理施設の継続性、安全性及び効率性について随時検証を行い、施設の運営に反映します。

また、近隣市町村と連携しつつ、市内の市民や事業者に対し、4Rや適正処理を推進するため、効果的な啓発活動を実施するほか、一般廃棄物の排出事業者に対しては、必要に応じて指導を行います。

第2章 計画の進行管理

鴻巣市では、資源組合による「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と連携を図りつつ、本計画における減量目標の達成状況や取組に関し、評価及び見直しを行います。



図IV-2-1 計画の推進体制（PDCAサイクル）